

1. 議事日程

(平成19年第4回安芸高田市議会12月定例会第11日目)

平成19年12月21日
午後1時30分開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第3 議会運営委員の選任
- 日程第4 発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について
- 日程第5 発議第12号 住民本位の地方財政を確立し、公務・公共サービスを守るための意見書について
- 日程第6 発議第13号 後期高齢者医療制度に関する意見書について
- 日程第7 発議第14号 後期高齢者医療制度に関する意見書について
- 日程第8 発議第15号 地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために医師・看護職員の大幅増員を求める意見書について
- 日程第9 発議第16号 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書について
- 日程第10 発議第17号 ワーキングプア解消、地域経済振興をめざす最低賃金改善を求める意見書について
- 日程第11 発議第18号 道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書について
- 日程第12 議案第84号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第85号 政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 安芸高田市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 8 9 号 安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等ゝ一部を改
正する条例
- 日程第 1 8 議案第 9 0 号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 9 1 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 9 2 号 広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等
事務の事務委託に関する規約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 9 3 号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例
- 日程第 2 2 議案第 9 4 号 安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例
- 日程第 2 3 議案第 9 5 号 安芸高田市農林業振興センター設置及び管理条例
- 日程第 2 4 議案第 9 6 号 土地改良事業計画概要について
【深瀬地区】
- 日程第 2 5 議案第 9 7 号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】
- 日程第 2 6 議案第 9 8 号 字の区域の変更について
【田草川地区 3 工区】
- 日程第 2 7 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	田 中 常 洋	4 番	加 藤 英 伸
6 番	川 角 一 郎	7 番	塚 本 近
8 番	赤 川 三 郎	9 番	松 村 ユ キ ミ

11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋
15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

16番	山本三郎	17番	今村義照
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務企画部長	新川文雄
政策推進部長	田丸孝二	市民生活部長	平下和夫
福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政克行	地域経済推進部長	清水盤
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	益田博志	消防長	竹川信明
八千代支所長	楨原秀克	美土里支所長	清水勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	田口茂利	総務課長	高杉和義

行政経営課長 森 川 薫 会計管理者 立 田 昭 男

教育参事兼安芸高田
少年自然の家所長 永 井 初 男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長 増 本 義 宣 議事調査係長 児 玉 竹 丸

書 記 国 岡 浩 佑 書 記 倉 田 英 治



午後 1時30分 開会

○松浦議長 それでは時間が参りましたので、ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、

16番 山本三郎君、17番 今村義照君を指名いたします。



日程第2 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○松浦議長 日程第2、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙について、辞職により欠員となった芸北広域環境施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に塚本近君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました塚本近君を、芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました塚本近君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま芸北広域環境施設組合議会議員に当選された塚本近君が議場におられます。

会議規則第32条第2項による告知をいたします。



日程第3 議会運営委員の選任

○松浦議長 日程第3、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

欠員のあった議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今村義照君を指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今村義照君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

日程第5 発議第12号 住民本位の地方財政を確立し、公務・公共サービスを守るための意見書について

○松浦議長

日程第4、発議第11号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についての件及び日程第5、発議第12号、住民本位の地方財政を確立し、公務・公共サービスを守るための意見書についての件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番 明木一悦君。

○明木議員

発議第11号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について提案理由の説明をします。

クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されていることから、販売業者にとっては、購入者の支払い能力を考慮することなく商品を販売できるだけでなく、強引・悪質な販売方法により契約できる構造的危険を備えており、クレジット被害が多発しています。

クレジット被害の防止と、取引適正化を実現するためには、クレジット会社自身が構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要です。

よって、過剰与信規制の具体化、不適正与信防止義務と既払金返還責任、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止、登録制の導入を定め、消費者に安心・安全なクレジット契約が提供されるよう、意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第12号、住民本位の地方財政を確立し、公務・公共サービスを守るための意見書について提案理由の説明を行います。

全国に広がる貧困と格差は自治体にとっても大変重要な課題となり、住民の暮らしと福祉にかかわる住民要求にどのようにこたえるか、自治体の大きな責務です。とりわけ、住民に直結する公務・公共サービスを守り、改善することは、地域と暮らしを守る上でも、重要な業務であります。

ところが、政府による三位一体改革は地方財政を圧迫し、地方自治体の財政はますます悪化しております。また、同時に公務・公共サービスの営利企業化、商品化や安易な民営化や市場化が、住民サービスの低下につながるともあります。

よって、地域の住民の暮らしと福祉を守るために、地方税財政改革

を進めるとともに、住民本位の行財政が地域・自治体で実施できるよう意見書を提出するものであります。

以上、発議2件につきましては、何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明とします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本2件に関しましては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、発議第11号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に発議第12号、住民本位の地方財政を確立し、公務・公共サービスを守るための意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 発議第13号 後期高齢者医療制度に関する意見書について

日程第7 発議第14号 後期高齢者医療制度に関する意見書について

日程第8 発議第15号 地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために医師・看護職員の大幅増員を求める意見書について

日程第9 発議第16号 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書について

○松浦議長

日程第6、発議第13号、後期高齢者医療制度に関する意見書についての件から、日程第9、発議第16号、原爆症認定問題の早期解決を求める意見書についての件までの4件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○秋 田 議 員

2番 秋田雅朝君。

議長。

発議第13号、後期高齢者医療制度に関する意見書について提案理由の説明を行います。

来年度から発足する後期高齢者医療制度について、介護保険料と合わせた保険料負担や保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証発行など、制度内容や運営に対する不安の声が高まっています。

こうした不安を払拭するものとして、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、人間としての尊厳を守る制度として運営することができるよう、1、保険料については後期高齢者の生活実態等を踏まえた保険料額とすること。2、被保険者の保険料負担の軽減のための方策について検討を行うこと。3、保険証取り上げや資格証の発行については、生活実態に即し慎重に対応するよう各広域連合に徹底すること。4、後期高齢者医療の内容について別建ての診療報酬を導入しないこと。

以上、4件について強く要望し、意見書を提出するものです。

続きまして、発議第14号、後期高齢者医療制度に関する意見書について提案理由の説明を行います。

この発議につきましても、発議第13号と同様、後期高齢者医療制度について、制度内容や運営に対する不安の声が高まっているので、広島県における後期高齢者医療制度が、こうした不安を払拭するものとして、高齢者の生命と健康を守り、人間としての尊厳を守りうる制度と運営に努めていただけるよう、1、保険料については後期高齢者の生活実態等を踏まえた保険料額とすること。2、被保険者の保険料負担の軽減のための方策について検討を行うこと。3、保険証取り上げや資格証の発行については、生活実態に即し慎重に対応すること。4、高額医療・介護合算療養費の払い戻し手続きは、後期高齢者の負担を軽減するため職権適用とすること。

以上、4点について強く要望し、意見書を提出するものです。

続きまして、発議第15号、地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために、医師・看護職員の大幅増員を求める意見書について提案理由の説明を行います。

少子高齢化が進行するもとの、医療や看護・介護、社会保障の充実は、地域に暮らすすべての住民にとって切実な願いとなっています。

しかし、在院日数の短縮や在宅医療・介護との連携強化が求められ、医療・看護や介護の内容が高度化する一方で、こうした現場に就労する医師や看護師数が不足していることから、昨今、医師や看護職員の過酷な勤務実態が問題となるとともに、地域間の医療格差や夜間・救急診療への不安など、社会的にも大きな関心が寄せられる事態となっています。

当面、医師や看護師の養成数を引き上げることと併せ、その過酷な

勤務実態の改善を制度的に進めなければ、職場・地域を離れる者には歯止めがかからず、結果として、地域の患者・住民の命と安全が脅かされることになりかねません。

このような観点から、医師・看護職員の大幅増員、就労条件の改善を求める意見書を提出するものです。

続きまして、発議第16号、原爆症認定問題の早期解決を求める意見書について提案理由の説明を行います。

国は、被爆者援護法に基づき、原爆症と認定された被爆者に対して、医療特別手当の支給などを行っていますが、認定を受けている被爆者は、被爆者健康手帳を有する被爆者の約1%に過ぎず、平成15年以降、全国各地で、認定申請を却下された被爆者から却下処分の取り消しを求める集団訴訟が提起されています。

集団訴訟における地裁判決は、国が認定審査にあたって採用している、原因確率を機械的に適用すべきではなく、被爆時の状況や被爆後の行動、急性症状などを総合的に判断すべきであるなどとして、却下処分を取り消す内容となっています。

広島・長崎に原子爆弾が投下され約62年が経過し、被爆者が高齢となる中、原爆の放射線が原因と思われる多重ガンなどの重篤な疾病と闘いながら、不安な日々を送っている被爆者に対する一刻も早い対応が望まれるところです。

このような観点から、被爆者援護法の趣旨を踏まえ、原爆症認定問題の早期解決を求める意見書を提出するものです。

以上、発議4件につきまして、何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本4件に関しましては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論は、議題名を指定して行ってください。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、発議第13号、後期高齢者医療制度に関する意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に発議第14号、後期高齢者医療制度に関する意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に発議第15号、地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために医師・看護職員の大幅増員を求める意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に発議第16号、原爆症認定問題の早期解決を求める意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 発議第17号 ワーキングプア解消、地域経済振興をめざす最低賃金改善を求める意見書について

日程第11 発議第18号 道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書について

○松浦議長

日程第10、発議第17号、ワーキングプア解消、地域経済振興をめざす最低賃金改善を求める意見書についての件、及び、日程第11、発議第18号、道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書についての件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 塚本近君。

○塚本議員

発議第17号、ワーキングプア解消、地域経済振興をめざす最低賃金改善を求める意見書について提案理由の説明を行います。

働いても生活保護水準の収入さえ得られないワーキングプア、働く貧困層が社会問題となっている中、主要国で最低水準となっている最低賃金の引き上げを求める声が強まっています。

最低賃金制度は、労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業の公正競争ルールの確立を図る上で、重要な役割を担っていますが、その改定は毎年数円と小幅にとどまり、広島県の最低賃金額は、1時間当たり669円と著しく低く、そのため地域のパート、アルバイト、臨時、派遣、請負などの非正規雇用労働者の賃金は低く抑えられ、1

カ月10万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくありません。

こうした貧困の広がりや、未婚者の増加や少子化の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる重要な原因をつくっております。

つきましては、政府において法定最低賃金制度を抜本的に改正し、ワーキングプアの温床となっている現在の低額な最低賃金を大幅に引き上げるとともに、地域別の不合理な賃金格差を是正し、それをもって中小企業の下請け単価の底支えとして、地域経済振興と持続的な発展を図ることを求める意見書を提出するものです。

続いて、発議第18号、道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書について提案理由の説明を行います。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくりを推進し、将来にわたり、個性ある地域づくりを展開していくため、広域的な交流・連携の基盤となる高速道路から、教育・医療・福祉など住民の生命線となる道路整備は、今後とも地域の最重要課題であります。

こうした中で、道路特定財源は、緊急かつ計画的に整備するための財源としての使命を担い、受益者負担の原則のもと、遅れている道路整備を強力に推進するため、暫定税率を導入してまで必要額を確保しているものです。

しかしながら、来年春に期限切れを迎える暫定税率が延長されなければ、道路整備に支障が生じることはもとより、地方財政へ甚大な影響を及ぼすこととなります。

よって、国に対して、真に必要な道路の着実な整備に向け、地方の道路財源が安定的に確保されるよう、特に次の2点について強く要望するものです。

1、道路特定財源諸税における暫定税率を延長すること。2、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上発議2件につき、何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本2件に関しましては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論は、議題名を指定して行ってください。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、発議第17号、ワーキングプア解消、地域経済振興をめざす最低賃金改善を求める意見書についての件を起立により採決いたしま

す。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に発議第18号、道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第84号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第85号 政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第86号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第87号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第88号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第89号 安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

日程第18 議案第90号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第12、議案第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第18、議案第90号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例までの7件を一括して議題といたします。

本7件は、総務企画常任委員会に付託をされておりましたので、委員長の報告を求めます。

16番 山本三郎君。

○山本総務企画常任委員長

総務企画常任委員長報告をいたします。

平成19年12月11日付で、本委員会に付託された議案の審査の結果を報告します。

付託されました、議案第84号から議案第90号までの7議案については、12月17日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに

所管部局の部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査において出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、議案第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案についての質疑はありませんでしたが、人事院勧告の適用を20年度の4月からにする内容の修正案が提出され、修正案に対する質疑が集中しました。人事院勧告の重みについての考え方やこれまで勧告を適用してきたものを今回適用しない理由、削減による効果額等を問うものでありました。提出議員からは、削減の効果があり、議員報酬については3月定例会で議員発議により、1年間削減することを議決している中で適用することは、議会の意に反するのではないかと、また県下でも人事院勧告を適用していない自治体もあるといった答弁がありました。

次に、議案第86号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、審査中にもかかわらず、ホームページに保育士の募集要項が掲載されていることや、派遣から直接雇用に変えることによる雇用条件等の影響についての質疑があり、現在保育士が不足しているため早期確保のため、議会提出中で報酬額を案として注意書きしホームページに掲載したものである。今後は保育士及び給食調理員は非常勤特別職になるので、賃金は上がり身分は保証されるとの答弁がありました。

次に、議案第87号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、一般職員の日当は2年前に削減されているにもかかわらず、なぜ特別職は削減されないのかといった質疑があり、旅費・日当は他市の例を参考にしながら検討したが、他市でも一般職と特別職には差があり、今の時点で改正を考えていないとの答弁がありました。また、本案にも施行期日を平成20年4月からとする修正案が提出されました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、議案第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、これまでも人事院勧告を適用してきており、勧告の適用の可否や財政の貢献については将来にわたって別の方向で考えるべき点であり、人事院勧告に従うべきと、原案賛成の討論がなされました。提出された2件の修正案は否決され、付託された議案第84号から第90号については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論は、議題名を指定して行ってください。

まず、本7件に対する反対討論の発言を許します。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

議案第84号、並びに議案第87号に対しての反対討論を行います。

まず議案第84号、議員発議により厳しい財政状況をかんがみ、この春本年度の議員報酬を、5%削減と決めた我々議員は、それを貫くことが議会としての筋であり、執行部提案に準じて本年度を含む報酬のアップは議員として、矛盾を感じるとともに、当年度4月に遡及することは、筋が通らないという理由で反対をいたします。

続きまして、議案第87号、本年度の報酬削減と決めた執行部3役はそれを貫くことが、トップとしての筋ではないかと思えます。また当年4月に遡及しての報酬のアップは、やはり矛盾を感じ反対をするところです。

以上です。

○松浦議長

次に本7件に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論ないようございますので、次に反対討論の発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

議長。

議案第84号について反対討論を行います。

本案件はもとより、人事院の勧告を基にした提案であります。本市も現在財政難の状況下にあり、経費の削減が必須の課題となっており、そのため議員も歳費を5%カットを年々続けている現状にあります。本年3月に5%カットを行う段階においては、カットに反対する意見もありましたが、体制としてはカットすべきであろうということで、今日に5%カットを続けているわけでありまして。そのような中で、先般示されております、本市の財政運営方針、財政健全化計画もその内容は、決して容易なものではなく、中でも市民の負担増も含まれており、計画の推進には、市政と市民の信頼関係の確保が大前提になくしてはなりません。そのためにはまず、市民の代表機関である議会みずからが、みずから身を切る姿勢を持つべきでありましょう。その点から考えまして、改正額の多少にかかわらず、増額を求めることは適当でないと考え、反対をするものであります。

以上です。

○松浦議長

次に本7件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 次に反対討論ありますか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、反対討論のありました議案を個別に採決いたします。

発議第84号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

次に議案第87号、安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決をされました。

続いて議案第85号、政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等の公開に関する条例及び安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例、及び、議案第86号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の2件、並びに議案第88号、安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第90号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件までの3件、合わせて5件の議案を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本5件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本5件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第91号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第92号 広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する

る規約の締結について

○松浦議長

続いて日程第19、議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、及び、日程第20、議案第92号、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結についての件の2件を一括して議題といたします。

本2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20番 亀岡等君。

○亀岡文教厚生常任委員長

議長。

文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成19年12月11日に付託をされました、議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び、議案第92号、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結についての議案につきまして、12月18日に市長、副市長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査を通じまして、出された主な質疑や意見の概要は次のとおりです。

議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療制度が新しくできた関係で、これに連動し、国保税の徴収方法が、普通徴収から特別徴収に一部切り替わるものであり、実施時期は、電算システム構築や納税者に対する周知の関係上、20年10月からとする。また、安芸高田市での65歳以上75歳未満の対象世帯は2,100世帯であるという内容でした。

第12条1項における特別徴収ができない場合の要件のうち、国民健康保険税と介護保険料の1納期当たりの合計額が、年金給付の年額を6で除して得た額の2分の1に相当する額を超える場合と、年金給付の年額が18万円未満である場合の対象人数について質疑があり、現在まだ把握していないが、電算システム構築後、実際に運用した段階では把握できるという答弁でした。

次に、議案第92号、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結につきましては、特別児童扶養手当認定等事務については、現在既に受付等の事務は行っているが、県からの事務権限移譲による認定等の事務を受託するもので、安芸高田市の受託する事務内容は、特別児童扶養手当の受給資格の認定、支給及び支給の制限等の事務権限となっているという内容でした。

安芸高田市における、扶養手当認定の対象者数と規約第2条の交付される経費の額の見込みについて質疑があり、18年度の実績見込みでいうと、33件で、それに対する事務経費は、均等割が20万9、



825円、1人当たり4,811円、合計36万円から37万円であるという答弁でした。

審査をつくり、討論・採決を行った結果、付託されました議案第91号、議案第92号とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本2件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本2件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第91号、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、及び、議案第92号、広島県と安芸高田市との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の締結についての件の2件を一括して起立により採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本2件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第93号 安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例

日程第22 議案第94号 安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例

日程第23 議案第95号 安芸高田市農林業振興センター設置及び管理条例

日程第24 議案第96号 土地改良事業計画概要について
【深瀬地区】

日程第25 議案第97号 字の区域の変更について
【地籍調査事業】

日程第26 議案第98号 字の区域の変更について
【田草川地区3工区】

○松浦議長

続いて日程第21、議案第93号、安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例の件から、日程第26、議案第98号、字の区域の変

更について、田草川地区3工区の件まで、6件を一括して議題とします。

本6件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

6番 川角一郎君。

○川角産業建設常任委員長

平成19年12月11日開催の本会議で、本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました議案6件につき12月19日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

付託されました6議案のうち、議案第93号から議案第95号までの3議案は、いずれも地域経済推進部所管の施設の設置及び管理条例で、旧町から安芸高田市へ引き継ぐ際、条例整備に漏れがあったため改めて制定するものであります。

議案第95号、安芸高田市農林業振興センター設置及び管理条例の審査の中で、委員から「今、農林業が停滞している中で、これからの役割が期待される施設だと思うが、その位置づけは」との質疑があり、執行部から「農林業振興の本来の目的に沿って活用していきたい。現在、市内の土地改良区の事務統合の協議を進めており、その統合事務所として活用を考えている。」との答弁がありました。

議案第96号については、甲田町深瀬地区の団体営ほ場整備事業にかかわる土地改良事業計画についての計画概要を定める案件、議案第97号、98号は字の区域の変更に関する案件でありました。執行部から説明を受け審議し、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

以上です。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本6件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本6件の質疑は省略をいたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第93号、安芸高田市川根ゆず加工施設設置及び管理条例の件から、議案第98号、字の区域の変更について、田草川地区3工区の

件まで、6件を一括して起立により採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本6件は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本6件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 閉会中の継続調査の件について

○松浦議長

日程第27、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、審査中の案件及び所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成19年第4回安芸高田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員